

# 室蘭法務総合庁舎整備事業

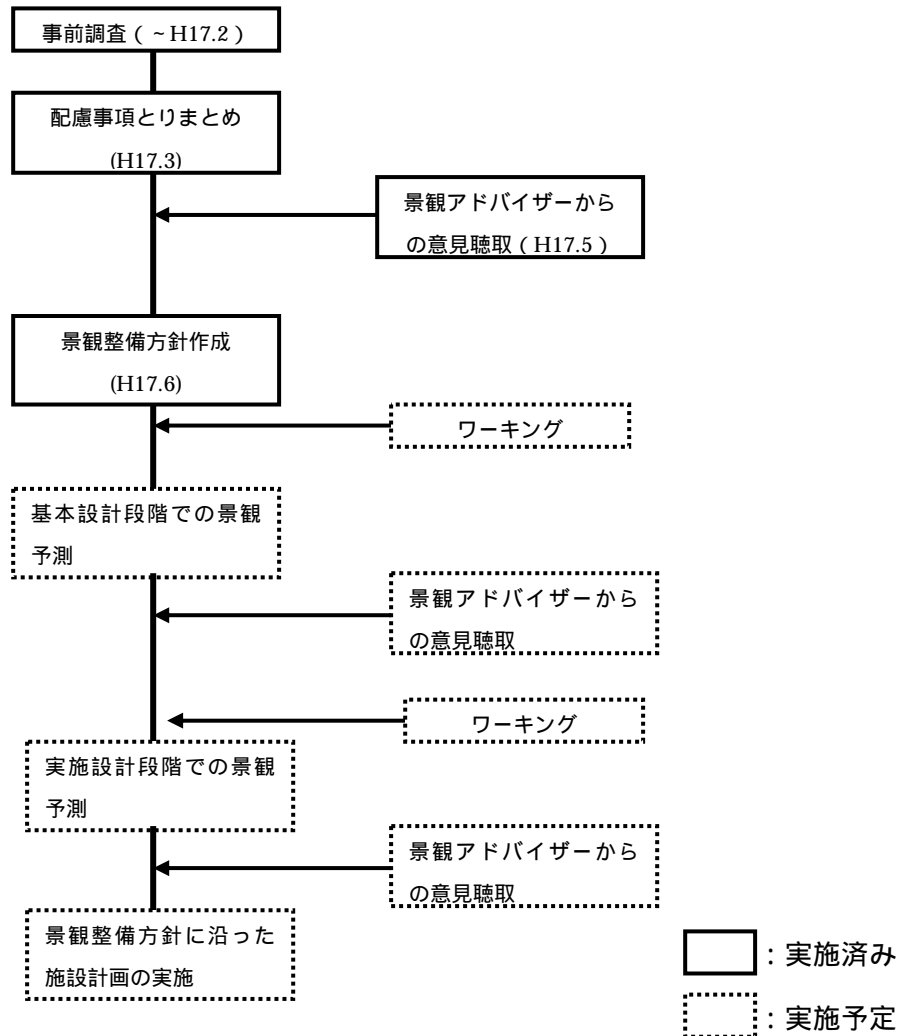
## 0 1 事業概要

- 1 - 1 . 地方支部分局：北海道開発局営繕部
- 1 - 2 . 試行事業名：室蘭法務総合庁舎整備事業
- 1 - 3 . 実施箇所：北海道室蘭市
- 1 - 4 . 事業概要
  - ・内容 既存庁舎を現地建て替え
  - ・規模 敷地面積 約 2,400 m<sup>2</sup>  
延べ面積 庁舎 約 1,600 m<sup>2</sup> (RC-2) (予定)

当該事業周辺は「室蘭市緑の基本計画」において緑化重点地区に指定され、最寄りの JR 東室蘭駅では「交通バリアフリー法に基づく東室蘭駅周辺地区整備基本構想」が推進されている。

当該事業では、このような上位計画と連続した整備を行う必要性があり、「緑多く、人にやさしい、地域に親しまれる施設」を目標像に事業を行う。

- 1 - 5 . 事業の段階：構想段階
- 1 - 6 . 景観評価に関して指導・助言を頂いた有識者
  - 大坂谷吉行 氏 (室蘭工業大学工学部教授、景観アドバイザー)
  - 中井和子 氏 ((有)中井仁実建築研究所代表取締役、景観アドバイザー)
- 1 - 7 . 景観評価の試行フロー



## 0 2 景観形成に配慮すべき事項

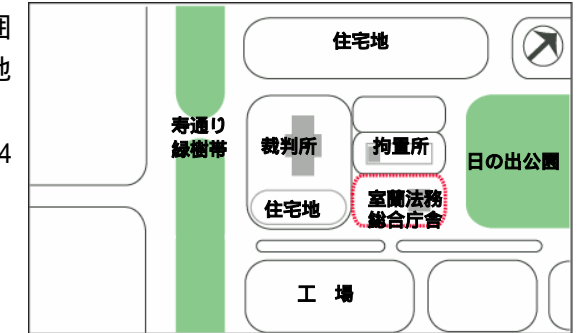
### 2 - 1 . 当該事業周辺の景観や土地利用状況

- 【地域】
- ・室蘭市において、市を9つの地区に区分し、平成15年に都市計画マスタープランを、また各地区のまちづくりのテーマを策定している。
  - ・室蘭法務総合が位置する東地区は国道36号線と37号線、および鉄道が結節する交通の要所となっている地区で、北側は東室蘭駅を中心に商業エリア、南側には金属産業を中心とした工業団地、西側には公営住宅が多く配置され、さらに東側は住宅と流通業務系の事業所等が混在した市街地である。



東地区（主要交通網とエリア） 国土地理院HPより引用

- 【周辺】
- ・当該事業は現地建て替えを計画しており、敷地は拘置所と裁判所、また分譲住宅が予定されている空き地に囲まれている。周辺は住宅や倉庫、工場が混在している地域である。
  - ・日の出公園（公園面積0.69ha）や寿通りの街路樹（4車線、幅員50m）などの、比較的面積の大きな緑樹帯が近接している。
  - ・当該事業予定地の前面道路に高圧電線設備がある。



室蘭法務総合庁舎 周辺地図

- ### 2 - 2 . 当該地域における景観形成の目標像
- 室蘭市都市計画マスタープラン（平成15年10月）において、都市景観形成の基本的な考え方が述べられている。

- 【基本的な考え方】
- 室蘭の個性を大切にし、総合的・計画的な景観形成をめざします。
  - 豊かな自然と産業の調和をはかり、市民生活との共生をめざします。
  - 都市機能の充実とやすらぎや潤いのある快適なまちづくりをめざします。
  - 室蘭の歴史や伝統を継承し、文化を育む景観形成をめざします。



周辺写真：前面道路から見た既存庁舎



周辺写真：側面道路

### 2 - 3 . 当該地域における景観に関する規制等

- ・特になし



周辺写真：前面道路から見た既存庁舎

## 03 景観整備方針

### 3-1 景観形成の目標像

緑多く、人にやさしい、地域に親しまれる施設

### 3-2 施設と周辺景観との関係に対する基本的な考え方

#### 1. 周辺の景観等への配慮の考え方

- ・グリーンベルトや近隣公園など、周辺とのグリーンネットワークを形成し、緑豊かな人にやさしい施設とする。
- ・周辺景観との調和を図るため、室蘭市の地域性に配慮した材料を可能な限り使用する。

#### 2. 住民等の利用を考慮した整備の考え方

- ・歩行者の視線にやさしい景観を形成するように、施設のデザインや緑化の計画を行う。
- ・人々が利用しやすいアプローチ空間を創出するため、周辺道路等との関係を考慮し、配置計画を行う。

#### 3. その他

- ・周辺住宅へのプライバシー及び景観に配慮した配置計画を行う。
- ・車両動線に配慮した配置計画を行う。

### 3-3 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針

#### 1. 施設の配置・規模・形状・色彩等の設定の考え方

##### <形状について>

- ・室蘭市の地域性や都市環境との調和を図った形態や外壁の色彩、また材料の素材を選定する。
- ・施設が持つイメージの特性を活かしつつ、施設周辺との調和を図る。

##### <規模について>

- ・施設周辺と一体化するよう、施設のボリューム感を調整する。
- ・歩行者への視線にやさしい景観となるよう外構計画を行う。

##### <配置について>

- ・歩行者からの視線に配慮した壁面線を設定する。
- ・施設周辺の良好な景観を保つため、敷地内の緑化を図る。
- ・将来的な周辺環境の変化に対応しやすい配置計画とする。
- ・周辺住宅との視線に配慮した配置計画とする。
- ・一般車両とその他車両との動線に配慮した配置計画とする。

#### 2. 細部設計、材料選定の考え方

##### <施設のデザインについて>

- ・落ち着いた雰囲気デザインとする。
- ・施設のボリューム感に配慮する。

##### <材料の選定について>

- ・室蘭市の「ものづくりのマチ」の歴史性を反映した材料を、外観または外構の一部に使用する。

##### <外構計画について>

- ・防犯性や駐車スペースを保持しつつ、近隣に開かれた空間を創出する。

##### <緑化計画について>

- ・緑樹帯や公園との緑の連続性や、植栽等による外部（歩行者等）への良好な空間作りに配慮する。
- ・市の花（ツツジ）や市の木（ナナカマド）、また周辺道路の街路樹と調和の取れた樹種とする。

#### 3. コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方

- ・可能な限り一般的な材料等を活用し、標準的な工法の採用を基本とすることによりコスト削減を図る。

景観整備方針の内容は、ワーキング及び景観アドバイザーの意見等を踏まえ、適宜見直すことがあります。